

災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書調印式

村と社会福祉協議会では、災害発生時に村地域防災計画に基づき災害ボランティアセンター設置に伴い、迅速かつ的確な活動が行えるよう平成23年に相互支援に関する協定を結んでいる中、新たに内閣府が令和2年8月に災害ボランティアセンター運営に係る費用について、公助による救助の円滑化・効率化を図るため、救助とボランティア活動の調整に必要な人員の確保について災害救助法における国庫負担の対象を決定された。そのため村と本会は5月13日に「災害ボランティアセンター設置・運営」に関する協定を締結しました。



「安心サポート事業」 協定書調印式



見守りネットワーク事業の一環として、一人暮らし高齢者や高齢者世帯等が居住する建物等が自然災害や老朽化などにより破損し、日常生活に支障を及ぼす時、修繕事業社の選定依頼が大きな支障となっています。

そこで、村建設業協会の(根岸敏夫会長)の協力をいただき、安心して修繕工事を依頼できる環境整備や新たに異業種の建設業の方々の見守り体制への協力をいただくことを目的に5月13日協定を締結しました。



必要になった時ご相談下さい

福祉機器

村内在住で**在宅介護**されている方に
福祉機器を**無償**で貸し出しています。

*介護用ベッド(手動式タイプ) *車椅子(子供用もごさいます)

◆貸し出し期限はございません。必要な期間ご使用ください。

なお、長期入院入所などの場合は一度返却をお願いいたします。

※福祉機器の貸し出しは社会福祉協議会の会員様(社協会費納入の方)限定とさせていただきます。
社協会費とは、各区自治会長様のご協力のもと年間1,000円を納入している会費です。

